

令和8年度 巨大地震発生時の学校対応基準

真庭市立落合小学校

1 このガイドラインを適用する地震の規模		
真庭市において震度5弱以上の地震が観測された場合		
2 地震発生時の状況と対応		
時間帯	学校の対応	保護者・児童の対応
(1) 登校前	<ul style="list-style-type: none"> ●被害の状況等情報を収集し、登校が可能かどうかを判断し、告知放送やコドモンにより、保護者に連絡する。 <p>※基本的には臨時休校とする。</p>	<p>《児童》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅で待機する。 <p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登校か休校かの連絡を確認する。 ○登校できない時は学校に連絡する。
(2) 登校中 下校中	<ul style="list-style-type: none"> ●児童の安否及び所在確認をする。 ●臨時休校の連絡をする。 ●登校した児童の安全確認・安全確保、「引渡カード」により随時児童を保護者に引き渡す。 	<p>《児童》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な場所に一時避難する。 ○学校か自宅の近い方に行く。 <p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全確認後、学校に引き取りに行く。（登校した場合） ○自宅から近い場合は迎えに行く。帰宅後可能なら学校へ連絡する。
(3) 在校時	<ul style="list-style-type: none"> ●授業を打ち切り学校内で児童の安全確保を行う。 ●情報を収集し安全確認後、保護者に連絡し児童を引き渡す。 ●安全が確認されるまで、また保護者が引き取りに来るまで学校で児童を安全に待機させる。 ●校外活動時は安全確認後帰校する、帰校が困難な場合は安全な場所で待機する。 <p>※家庭連絡ができない場合もあるので、基本的には引渡を行うこととする。学校への保護者の車の乗り入れを禁止する。</p>	<p>《児童》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先生の指示により一時避難し、その後安全な場所に避難する。 <p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡を受けた後、安全確認の上、学校に引き取りに行く。
(4) 在宅時 休日等	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎の破損の状況、教職員の状況、地域の安全状況、通信手段等の状況を確認後、状況に応じて「今後の対応」を保護者に連絡する。 	<p>《児童》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いて保護者の指示に従う。 <p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流言等不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。 ○確実な情報が得られるまで、自宅で待機する。 ○家庭で緊急時の心構えや対応について話し合っておく。

以上は、あくまでも基本的なガイドラインであり、状況により対応が異なることもあります。

【通信寸断により学校への連絡ができない時、学校からの連絡が来ない時】

落合小学校のメールアドレス ochiai_es@maniwa.gse.okayama-c.ed.jp

落合小学校のホームページ [検索](#) 「真庭市立落合小学校」